

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

今治市議会定例会（第 5 回）議案

今治市議会定例会（第5回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案 85	令和6年度 今治市一般会計補正予算（第6号）	別 冊
議案 86	令和6年度 今治市船舶交通特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 87	令和6年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 88	令和6年度 今治市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 89	令和6年度 今治市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案 90	令和6年度 今治市下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案 91	今治市支所設置条例の一部を改正する条例制定について	1
議案 92	今治市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	5
議案 93	今治市基金条例の一部を改正する条例制定について	9
議案 94	今治市営体育館条例の一部を改正する条例制定について	13
議案 95	今治市共に生きる社会づくり条例制定について	19
議案 96	今治こども公園おひさまパーク条例制定について	23
議案 97	大三島衛生センター解体工事請負契約の締結について	29
議案 98	今治市河野美術館、今治市玉川近代美術館及び今治城の指定管理者の指定について	31
議案 99	今治市障がい者文化体育施設の指定管理者の指定について	35
議案100	今治市障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定について	39

議案101	今治市多目的温泉保養館の指定管理者の指定について	43
議案102	今治市野間馬ハイランドの指定管理者の指定について	47
議案103	専決処分について	51
	・令和6年度 今治市一般会計補正予算（第5号）	53
報告 11	専決処分について	71
	・損害賠償額の決定及び和解について	73
	・損害賠償額の決定及び和解について	75
	・損害賠償額の決定及び和解について	77
	・和解について	79
	・損害賠償額の決定及び和解について	81
	・損害賠償額の決定及び和解について	83

今治市支所設置条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

伯方支所の移転に伴い、支所の位置を変更しようとするもの。

今治市支所設置条例の一部を改正する条例

今治市支所設置条例（平成17年今治市条例第16号）の一部を次のように改正する。
別表伯方支所の項位置の欄中「甲1668番地30」を「甲1668番地34」に改める。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

「参 考」

今治市支所設置条例改正条項新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
略			略		
伯方支所	今治市伯方町叶浦甲 1668番地34	伯方町の区 域	伯方支所	今治市伯方町叶浦甲 1668番地30	伯方町の区 域
略			略		

今治市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

引き続き同一の職となった場合において、本人の申し出により、通算して受給することを可能にしようとするもの。

今治市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

今治市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成30年今治市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、特別職の職員が退職の日又はその翌日に同一の特別職の職員となり、当該職員から通算して受給したい旨の申出があった場合は、任期ごとの退職手当を支給しないことができる。この場合において、退職手当の額は、第1項及び第2項の規定により任期ごとに計算した額の合計額とし、在職期間については、引き続いて在職したものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市特別職の職員の退職手当に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(退職手当の額)	(退職手当の額)
第3条 略	第3条 略
2・3 略	2・3 略
4 前項の規定にかかわらず、特別職の職員が 退職の日又はその翌日に同一の特別職の職 員となり、当該職員から通算して受給したい 旨の申出があった場合は、任期ごとの退職手 当を支給しないことができる。この場合にお いて、退職手当の額は、第1項及び第2項の 規定により任期ごとに計算した額の合計額 とし、在職期間については、引き続いて在職 したものとみなす。	

今治市基金条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

海事都市今治未来基金を設置しようとするもの。

今治市基金条例の一部を改正する条例

今治市基金条例（平成17年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 元気な今治・平林基金の項の次に次のように加える。

海事都市今治未来基金	海事振興に資するための事業の資金に充てる。
------------	-----------------------

別表第3 元気な今治・平林基金の項の次に次のように加える。

海事都市今治未来基金	一般会計
------------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市基金条例改正条項新旧対照表

新		旧	
別表第 1		別表第 1	
積立基金		積立基金	
基金の名称	基金の目的	基金の名称	基金の目的
略		略	
元気な今治・平林基金	将来にわたり活力のあるまちとして存続し続けるための事業の資金に充てる。	元気な今治・平林基金	将来にわたり活力のあるまちとして存続し続けるための事業の資金に充てる。
海事都市今治未来基金	海事振興に資するための事業の資金に充てる。		
今治市港湾整備振興基金	港湾の整備振興及び市債償還等運営の資金に充てる。	今治市港湾整備振興基金	港湾の整備振興及び市債償還等運営の資金に充てる。
略		略	
別表第 3		別表第 3	
基金の名称	会計名	基金の名称	会計名
略		略	
元気な今治・平林基金	一般会計	元気な今治・平林基金	一般会計
海事都市今治未来基金	一般会計		
今治市港湾整備振興基金	港湾事業特別会計	今治市港湾整備振興基金	港湾事業特別会計
略		略	

今治市営体育館条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

中央体育館の使用料を改定しようとするもの。

今治市営体育館条例の一部を改正する条例

今治市営体育館条例（平成17年今治市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中

「

格技室（1室）	1時間までごとに	610円
---------	----------	------

」

を

「

格技室（1室）	1時間までごとに	610円
冷暖房施設	1時間までごとに	1,000円

」

に、

「

130円
1,300円
2,600円
150円
1,500円

」

を

「

150円
1,500円
3,000円
220円
2,200円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の今治市営体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

「参 考」

今治市営体育館条例改正条項新旧対照表

新				旧			
別表第 2（第 9 条、第17条の 4 関係）				別表第 2（第 9 条、第17条の 4 関係）			
1 中央体育館使用料				1 中央体育館使用料			
使用区分		使用時間	使用料	使用区分		使用時間	使用料
略				略			
格技室（1 室）		1 時 間 ま	610円	格技室（1 室）		1 時 間 ま	610円
		でごとに				でごとに	
	冷暖房	1 時 間 ま	1,000円				
	施設	でごとに					
弓道場	個人利用	1 人 1 回	150円	弓道場	個人利用	1 人 1 回	130円
		回 数 券 11 枚つづり	1,500円			回 数 券 11 枚つづり	1,300円
	団体利用	20 人 以 上 1 回	3,000円		団体利用	20 人 以 上 1 回	2,600円
トレーニング室		1 人 1 回	220円	トレーニング室		1 人 1 回	150円
		回 数 券 11 枚つづり	2,200円			回 数 券 11 枚つづり	1,500円
略				略			
2 略				2 略			
備考 略				備考 略			

今治市共に生きる社会づくり条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月2日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

今治市共に生きる社会づくり条例を制定しようとするもの。

今治市共に生きる社会づくり条例

私たちの年齢、性別、性的指向や性自認、障がいの有無及び国籍や文化的背景などは、それぞれ異なります。すべての人が一人ひとりの多様性を尊重し、互いにその人らしさを認め合い、生涯にわたって安心して暮らすことができる社会が、今治市の目指す共生社会です。

本市は、平成17年に12の市町村が合併し、新しい今治市として誕生しました。令和7年に合併20周年を迎えるにあたり、新たな今治の歴史を刻む出発点として、「ふるさと今治」がこれからの20年、さらには100年後も「ずっと住み続けたいまち」となるよう、私たちは一丸となって、共生社会の実現に向けて歩み続けることを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、すべての人が一人ひとりの多様性を尊重し、互いにその人らしさを認め合い、生涯にわたって安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 共生社会 すべての人が一人ひとりの多様性を尊重し、互いにその人らしさを認め合い、生涯にわたって安心して暮らすことができる社会をいう。
- （2） 市民 市内に在住し、又は市内で活動するすべての者をいう。
- （3） 事業者 市内で事業活動を行うすべての個人又は法人その他の団体をいう。
- （4） 合理的配慮 市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののうち、現に解消を必要とする障壁を取り除くために必要なものであって、負担が過重でないものをいう。

（基本理念）

第3条 市、市民及び事業者は、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、共生社会の実現を目指すものとする。

- （1） すべての人が、それぞれの個性を持つ個人として尊重されること。
- （2） すべての人が、お互いを認め合い、支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- （3） すべての人が、自分の望む形で、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、必要となる理解を市民及び事業者と相互に深めるとともに、

共生社会の実現に向けて必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（市民及び事業者の役割）

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、必要となる理解を相互に深めるとともに、共生社会の実現に努めるものとする。

（基本的施策）

第6条 市は、共生社会の実現に向けて、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

（1） 共生社会について学び、意識の形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、意識の形成を行うこと。

イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。

（2） 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策

ア 市の提供する情報及び市民が知りたい情報のうち必要と認められるものを誰にでも分かりやすい言葉又は伝達手段で提供すること。

イ 市民が自分の考えを相手に的確に伝えられるよう、公共の場における多様なコミュニケーション手段の確保を支援すること。

（3） 市民が安全で安心した生活ができるよう、多様性に配慮した社会基盤施設等の整備に努めること。

（4） 地域における共生社会を実現させるための次に掲げる施策

ア 市民及び事業者が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携並びに支援を行うこと。

イ 地域における市民及び事業者相互の支援体制を整備し、それぞれが役割を持ち、支え合いながら、地域課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

（5） 共生社会に向けた推進体制の構築並びに当該体制及び具体的施策の必要に応じた改善

2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取組むものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

今治こども公園おひさまパーク条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

今治こども公園おひさまパークを設置しようとするもの。

今治こども公園おひさまパーク条例

(目的)

第1条 この条例は、こどもたちの野外でのレクリエーション活動を通し、その健やかな成長を促すため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、今治こども公園おひさまパークの設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 今治こども公園おひさまパークを次のとおり設置する。

名称 今治こども公園おひさまパーク

位置 今治市町谷甲382番地1

(使用の許可)

第3条 今治こども公園おひさまパーク（以下「おひさまパーク」という。）において次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、おひさまパークの全部又は一部を独占して利用すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認める行為

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の規制)

第4条 おひさまパーク内においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項に規定する許可に係るものについては、この限りではない。

- (1) おひさまパークを損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 魚、鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は放置すること。
- (8) 施設を占拠し、又は風紀を乱し、その他おひさまパークの利用者に迷惑をかけること。

(9) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、おひさまパークの管理上支障があると認められる行為
(使用の中止)

第5条 使用者がその使用を中止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(使用許可の譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(監督処分等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはおひさまパークからの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者

(3) 詐欺その他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) おひさまパークに関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) おひさまパークの保全又は利用に著しい支障が生じたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 前2項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、市は、生じた損害について賠償の責任を負わない。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用許可の際、その全額を納付しなければならない。ただし、使用期間が1年以上のものについては、毎年度納付するものとし、初年度分は許可の際、次年度以降の分については当該会計年度分をその年度の4月末日までに納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、使用料を分納させることができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、その全部又

は一部を還付することができる。

（原状回復の義務）

第11条 使用者は、その使用が終わったとき又は第7条第1項若しくは第2項の規定により許可を取り消され、若しくは許可の効力の停止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（検査等）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、おひさまパークの使用状況等について使用者に報告を求め、実地について検査し、又はその結果に基づいて必要な措置を命ずることができる。

2 使用者は、前項の規定による報告及び検査を拒むことができない。

（過料）

第13条 市長は、この条例又は許可の条件に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。

第14条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年12月22日から施行する。

別表（第8条関係）

おひさまパーク使用料

1 施設を設ける場合

目的	単位	期間	使用料
売店その他これに類するもの	市長が別に定める額		

2 おひさまパークを占用し、又はおひさまパークにおいて行為をする場合

種別	単位	期間	使用料
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをするため設ける仮設工作物及び催しのためおひさまパークを利用すること。	1 平方メートル	1 日	12円
露店	〃	〃	38円
興行	〃	〃	38円
自動販売機	今治市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（平成17年今治市条例第64号）の例による。		
電柱			
公衆電話所			
広告塔類			
その他のもの			

備考

- 1 使用料の額が月を単位として定められている場合は、その使用月数により算出する。ただし、その使用期間に1月未満の端数が生じたときは、その月の現日数に応じて日割計算により算出する。
- 2 使用料の額が平方メートル単位として定められている場合において、1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数が生じたときは、1平方メートルに切り上げて使用料を算出する。
- 3 第2項の使用期間が1月以上であるものに係る使用料の額は、上表により算出した額に110分の100を乗じて算出する。
- 4 第2項の表で他の条例の例によるとされた使用料の徴収方法については、第8条の規定にかかわらず、当該他の条例の例による。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

大三島衛生センター解体工事請負契約の締結について

大三島衛生センター解体工事施行のため、次の請負契約を締結する。

令和6年12月2日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 大三島衛生センター解体工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 173,799,998円 |
| 4 契約の相手方 | 今治市伯方町木浦甲441番地1
あさひや建設株式会社
代表取締役 村上 広海 |

「参 考」

1 工事概要

し尿処理施設解体 一式
跡地整備 一式

2 入札結果

業 者 名	入 札 金 額
あさひや建設株式会社	173,799,998 円
有限会社神野組	184,591,000

区 分	金 額
予定価格	199,984,400 円
調査基準価格	186,235,893

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

3 工期

契約発効の日から令和8年2月27日まで

4 仮契約締結年月日

令和6年11月1日

今治市河野美術館、今治市玉川近代美術館及び今治城の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年12月 2 日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市河野美術館、今治市玉川 近代美術館及び今治城	今治市旭町一丁目 4 番地 8 一般財団法人 今治文化振興会 理事長 檜垣 幸人	令和 7 年 4 月 1 日から 令和12年 3 月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

特命指定

2 特命指定の理由

- (1) 各施設の設置経緯や設置目的を十分に理解し、公共性に対する高い意識を有していること。
- (2) 各施設の管理・運営において、安定して実施することができる人的及び物的能力を備えていること。
- (3) 収取美術品・学術資料・郷土資料に対する深い造詣があり、これらを適正かつ慎重に管理してきた実績を有するとともに、今後もこれらの適正かつ慎重な管理が見込まれること。

3 利用料金制

採用

4 指定管理料基準額（５年間）

395,000,000 円

5 申請団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
一般財団法人 今治文化振興会	120.5／143 点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

今治市障がい者文化体育施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年12月 2 日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市障がい者文化体育施設	今治市北宝来町二丁目 2 番地12 社会福祉法人 来島会 理事長 越智 清仁	令和 7 年 4 月 1 日から 令和12年 3 月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

不採用

3 指定管理料基準額（５年間）

160,000,000円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
社会福祉法人 来島会	127.4／143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

今治市障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年12月 2 日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市障害者地域活動支援センター	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8 社会福祉法人 今治福祉施設協会 理事長 村上 誠二	令和 7 年 4 月 1 日から 令和12年 3 月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

使用料の設定なし

3 指定管理料基準額（5年間）

112,500,000円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
社会福祉法人 今治福祉施設協会	116.2／143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

今治市多目的温泉保養館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年12月 2 日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市多目的温泉保養館	今治市別宮町一丁目 4 番地 1 一般財団法人 今治市多目的温泉保養館管理公社 理事長 土居 忠博	令和 7 年 4 月 1 日から 令和12年 3 月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

採用

3 指定管理料基準額（5年間）

287,000,000円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
一般財団法人 今治市多目的温泉保養館管理公社	121.4／143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

今治市野間馬ハイランドの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年12月 2 日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市野間馬ハイランド	今治市阿方甲246番地 1 野間馬保存会 会長 小澤 剛	令和 7 年 4 月 1 日から 令和12年 3 月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

特命指定

2 特命指定の理由

- (1) 長年の活動による野間馬の頭数維持のための豊富な知識、データ及び技術を有していること。
- (2) 野間馬の種の習性や個体の特性を把握するとともに、衛生管理や脱出防止等の適切な飼育管理の実績があること。
- (3) 野間馬が本市に里帰りして以来、その希少性や学術的価値を理解し、後世に受け継ぐために保存育成に携わってきた市内唯一の団体であること。

3 利用料金制

不採用

4 指定管理料基準額（５年間）

340,000,000 円

5 申請団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
野間馬保存会	115.4／143 点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年12月 2 日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- ・ 令和 6 年度 今治市一般会計補正予算（第 5 号）

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和6年度今治市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度今治市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ70,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,119,254千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
- 上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年10月9日

今治市長 徳永繁樹

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

[illegible]

(単位 千円)

[illegible]

歳 出

款	項
2 総 務 費	
	4 選 挙 費
歳 出 合 計	

(単位 千円)

[illegible]

(単位 千円)

1 総括 (歳入)

(歲 出)

[illegible]

(単位 千円)

[illegible]

2 歳 入

[illegible]

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
8 衆議院議員 選挙費	70,000	衆議院議員選挙費④
9 衆議院議員 選挙臨時啓 発費	200	衆議院議員選挙臨時啓発費④

3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総 務 費	8,031,613	70,200	8,101,813	70,200	0
4 選 挙 費	176,730	70,200	246,930	70,200	0
4 衆議院議員選挙費	0	70,000	70,000	70,000	0
				(内訳) 県支出金 70,000	
5 衆議院議員選挙臨時啓発費	0	200	200	200	0
				(内訳) 県支出金 200	

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
1 報 酬	8,847	投開票管理者（66人） 936 投開票立会人（150人） 1,916 期日前投票管理者（102人） 1,286 期日前投票立会人（280人） 2,422 パートタイム会計年度任用職員給（1人） 2,287	衆議院議員選挙費 70,000
3 職員手当等	7,000	時間外勤務手当	
7 報 償 費	17,417	ポスター掲示場設置謝礼品 37 投開票事務報償金 17,023 選挙啓発協力者報償金 98 投票所借上謝礼金 259	
8 旅 費	65	費用弁償 12 普通旅費 53	
10 需 用 費	2,959	消耗品費 2,328 燃料費 20 印刷製本費 600 光熱水費 1 備品修繕料 10	
11 役 務 費	8,693	通信運搬費 6,174 手数料 2,519	
12 委 託 料	19,636	その他委託料 12,151 ポスター掲示場設置等委託料 10,076 交通整理業務委託料 308 投票所設営撤去等委託料 167 投開票資材運搬委託料 600 新聞折込委託料 1,000 電子計算業務委託料 7,485 選挙システム業務委託料	
13 使用料及び 賃借料	4,338	会場賃借料 638 自動車賃借料 510 複写機使用料 150 機械器具賃借料 3,040	
17 備品購入費	1,045	事務用器具	
10 需 用 費	200	消耗品費	

一般会計 歳出 (総務費) - 66 -

(単位 千円)

[illegible]

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	長 等	4	-	35,112	50,580	85,692	8,661	94,353
	議 員	30	177,368	-	60,752	238,120	52,076	290,196
	そ の 他	4,939	283,152	-	-	283,152	-	283,152
	計	4,973	460,520	35,112	111,332	606,964	60,737	667,701
補正前	長 等	4	-	35,112	50,580	85,692	8,661	94,353
	議 員	30	177,368	-	60,752	238,120	52,076	290,196
	そ の 他	4,341	276,592	-	-	276,592	-	276,592
	計	4,375	453,960	35,112	111,332	600,404	60,737	661,141
比 較	長 等	0	-	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	-	0	0	0	0
	そ の 他	598	6,560	-	-	6,560	-	6,560
	計	598	6,560	0	0	6,560	0	6,560

職員手当は通勤手当(長等)、期末手当(年間支給率 3.4月分)及び退職手当

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	2,734	1,294,495	5,647,865	4,082,998	11,025,358	2,094,131	13,119,489	
補 正 前	2,733	1,292,208	5,647,865	4,075,998	11,016,071	2,094,131	13,110,202	
比 較	1	2,287	0	7,000	9,287	0	9,287	

(本会計における計上職員数は2,734人及び1人(9月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	区 分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
職 員 手 当 の 内 訳	補 正 後	147,680	3,214	80,803	127,895	14,476	383,271	640
	補 正 前	147,680	3,214	80,803	127,895	14,476	376,271	640
	比 較	0	0	0	0	0	7,000	0
	区 分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
内 訳	補 正 後	11,127	201,252	1,459,278	1,198,116	650	376,066	78,530
	補 正 前	11,127	201,252	1,459,278	1,198,116	650	376,066	78,530
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1,220	-	4,549,206	3,174,885	7,724,091	1,550,443	9,274,534	
補 正 前	1,220	-	4,549,206	3,167,885	7,717,091	1,550,443	9,267,534	
比 較	0	-	0	7,000	7,000	0	7,000	

(本会計における計上職員数は1,220人及び1人(9月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	147,680	3,214	80,803	104,797	11,629	346,071	600
	補 正 前	147,680	3,214	80,803	104,797	11,629	339,071	600
	比 較	0	0	0	0	0	7,000	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
	補 正 後	11,127	201,252	1,004,750	813,716	650	370,066	78,530
	補 正 前	11,127	201,252	1,004,750	813,716	650	370,066	78,530
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1,514	1,294,495	1,098,659	908,113	3,301,267	543,688	3,844,955	
補 正 前	1,513	1,292,208	1,098,659	908,113	3,298,980	543,688	3,842,668	
比 較	1	2,287	0	0	2,287	0	2,287	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	-	-	-	23,098	2,847	37,200	40
	補 正 前	-	-	-	23,098	2,847	37,200	40
	比 較	-	-	-	0	0	0	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
	補 正 後	-	-	454,528	384,400	-	6,000	-
	補 正 前	-	-	454,528	384,400	-	6,000	-
	比 較	-	-	0	0	-	0	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外の職員)

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員 手 当	7,000	制度改正に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	7,000	業務量の変動に伴う増減分 7,000 時間外勤務手当 7,000

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月27日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和6年5月28日午前11時9分頃、本市ネウボラ政策課職員が運転する市有乗用自動車が、市道上河原1号線（今治市蒼社町一丁目5番7地先）から市道榎町線に右折しようとしたところ、右側から同市道を直進してきた相手方所有の乗用自動車と衝突し、市有車両の右前部と相手方車両の左後部が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 162,400円
受取額 15,530円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年9月12日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和6年7月23日午前11時30分頃、本市道路課職員が市所管用地（今治市高橋甲68番地2）において除草剤散布による作業を行っていたところ、隣接する相手方所有の農地（今治市高橋甲69番地1）に除草剤が飛散し、耕作物に被害を与えた。
- 3 損害賠償額 支払額 200,000円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年9月13日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和6年7月26日13時25分頃、受託事業者が運転する市有貨物自動車が、岡村港前駐車場内を走行していたところ、同駐車場に停車していた相手方所有の貨物自動車に接触し、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 8,976円

和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年9月26日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和6年4月18日午前10時30分頃、本市生活支援課職員が運転する市有乗用自動車が、市道平山6号線（今治市町谷372番17地先）を直進していたところ、左前方から同市道に右折してきた相手方所有の乗用自動車と衝突し、市有車両が破損した。
- 3 損害賠償額 受取額 215,104円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月17日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和6年8月23日午後3時頃、本市波方支所職員が県道15号大西波止浜港線の歩道（今治市波方町樋口甲2011番1地先）において草刈機を使用して除草作業を行っていたところ、それにより小石が飛散し、走行していた相手方所有の乗用自動車を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 175,862円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月7日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 和解の相手方 | 省略 |
| 2 | 事故の概要 | 令和6年10月1日午前8時50分頃、本市北消防署大三島分署職員が運転する救急自動車が、赤色灯を点滅し、サイレンを吹鳴しながら国道317号線を直進し、交差点（今治市大新田町四丁目3番4地先）に進入しようとしたところ、左側に停車していた相手方所有の乗用自動車と接触し、同車両が破損した。 |
| 3 | 損害賠償額 | 支払額 155,254円 |